埼玉県川越県土整備事務所長告示第十三号告 一宗

ように道路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、 次の

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、令和五年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

令和五年三月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

川越所沢線	路線名
先まで 先まで 先まで 先まで	供用開始の区間
令和五年三月三十一日	供用開始の期日
平成三十年十月十九日付け埼 下第十三号で告示した道路予 定区域の供用開始である。延 長九・七〇メートル	備考